

複合機賃貸借契約書（案）

浦添市長 松本 哲治（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、乙所有の複合機の賃貸借に関し、甲乙間で次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲と乙は、この契約書に記載された条項及びこの契約に基づく仕様書に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 この契約は、乙が複合機を甲の仕様に供し適切な操作方法を指導するとともに、複合機が正常な状態で稼働し得るように保守を行うことを目的とする。

（契約の内容）

第3条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- 1 件名 複合機賃貸借
- 2 契約金額 仕様書に定めるとおり
- 3 契約期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで
- 4 契約履行場所 浦添市選挙管理委員会事務局
- 5 契約保証金 浦添市契約規則第6条による

（契約の特約条項）

第4条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合甲はこの契約を変更し、又は解除することができる。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は毎月末に機器の使用枚数を確認し、賃貸借料金を算出し、甲に対して請求するものとする。賃貸借料金については、仕様書のとおり仕様枚数からモノクロコピー1%、カラーコピー及びプリント1%を控除（1枚未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。）後に算出した金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額を請求する。

- 2 前項の規定に基づく請求金額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

(賃貸借料の支払)

第6条 乙は、甲が物件を使用した月の翌月以後に契約書及び仕様書に定めるところにより、所定の手続きに従って賃貸借料の請求をするものとする。

- 2 甲は前項の請求を受理し、当該請求が適切であると認めるときは、受理した日から起算して30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。
- 3 甲の責に帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払いが遅れた場合において、乙は未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。
- 4 甲は契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約書を何ら変更することなく、賃借料等に相当額を加減して支払う。

(複合機の設置及び引渡し)

第7条 複合機の設置は、契約書等で指定した場所に、契約期間の始期までに使用できる状態に調整し引き渡さなければならない。この場合において、甲の確認後、複合機の引き渡しが完了したものとする。

(複合機の保守)

第8条 乙は複合機について正常な状態で使用できるよう定期的に保守、点検、調整及び部品交換等を行うものとする。

- 2 乙は複合機に故障が生じた場合は、速やかに対処しなければならない。前項を含め保守及び修繕等にかかる費用については、乙の負担とする。
- 3 乙は複合機の修繕等に時間を要する場合は同等能力を有する代替機を設置するものとする。
- 4 甲は、善良なる管理者の注意をもって複合機を管理する。甲は、複合機及びこの契約に基づく賃貸借権等を第三者の権利の目的の物とすることはできない。

(甲の協力義務)

第9条 甲は、乙が第7条及び第8条に基づく作業を行うにあたっては、その円滑な遂行のために万全を期すよう務めなければならない。

- 2 乙は、契約期間中において、賃貸借物品所在の場所に立ち入りその点検を行うことができるものとする。この場合において、乙は甲の事前許可を得ることとし、当該作業を行う担当者は身分証明書を携帯のうえ、甲の監督の下で作業を行うものとする。
- 3 作業を行うにあたり必要とする電力等については、甲の負担（甲の事業所内で行われるものに限る。）とする。

(複合機の取替)

第10条 乙は前条による保守点検及び修繕を行っても、なお、複合機を正常な状態において甲に使用させることができないときは、複合機の取り替えを行うものとする。

2 取り替えに要する費用は乙の負担とする。

(技術指導等)

第11条 複合機の仕様に関し乙は甲が必要とするとき基本的技術指導等を無料で行うものとする。

(複合機の移設等)

第12条 甲は複合機の移設等を行う場合は、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

(複合機に伴う消耗品の供給)

第13条 複合機に伴う消耗品(用紙を除く。以下同じ)は、乙が無償供給するものとする。

(複合機及び複合機に伴う消耗品の所有権)

第14条 複合機及び複合機に伴う消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は複合機の現状を変更するような行為並びに複合機に伴う消耗品を他に流用してはならない。

(動産総合保険)

第15条 乙は、複合機に乙の負担において、動産総合保険を締結するものとする。

2 甲は動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 保険事故による甲の乙に対する賠償は、保険会社から乙に支払われた保険金を限度とする。

(損害賠償)

第16条 乙は、甲の故意または過失によって機器に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

2 前項の場合において動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(通知義務)

第 17 条 次の場合、甲は遅滞なく乙に通知しなければならない。

- (1) 機器につき乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 機器につき盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第 18 条 乙は書面による甲の事前承諾を得た場合を除き、第三者に対し事業の一部若しくは全部を代行させ請け負わせてはならない。また、この契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(甲の催告による解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第 30 条第 1 項の履行の追完又は同条第 2 項の契約金額の減額の請求がなされないとき。
- (3) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり正当な理由がなく甲の指示に従わないとき又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権及び反社会的勢力の排除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。また本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 第 3 条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を表示した場合において残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により特定の日時又は一定期間内に履行しなければ契約をした

目的を達することができない場合において乙が履行しないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められるとき、又は反社会的勢力に属すると判明した場合並びに次の各号のいずれかに該当するときも前項と同様とする。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店又は物品の製造の請負若しくは物品の買入れ契約を締結する権限を持つ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供給等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

(乙の催告による解除権)

第22条 乙は、甲がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただしその期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの物件の納入を一時中止させ又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
- (2) 甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の3分の2以上減少すること

になるとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求等)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入できないとき。
- (2) 第30条第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (3) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (4) 前2号に定める場合のほか、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

7 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる

(乙の損害賠償請求等)

第26条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。ただし、第4条による場合はこの限りでない。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第6条第2項の規定による貸借料金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(天変地変その他の不可抗力による損害)

第27条 天災地変その他不可抗力により、複合機に損害を生じたときは、乙は速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合において、これらの復旧に要する費用は、甲乙協議のうえで定めるものとする。

(複合機の返還)

第28条 この契約の終了又は契約の解除による複合機の返還に要する費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほかは、乙が負担するものとする。

2 乙は、複合機の返還後及び第10条の規定による複合機の取り換え並びに交換のために記憶媒体を持ち出す場合には、複合機に保存された一切の情報を消去しその証明を提出しなければならない。

(危険負担)

第29条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については甲が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第30条 甲は、引き渡された複合機の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求

することができる。

- 2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。
- 3 前2項の規定は、第7条の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失による場合は、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲による解除権の行使及び損害賠償請求を妨げない。

(秘密の保持)

第31条 乙はこの契約の定める条項の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第32条 本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第33条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に疑義が生じた場合には、浦添市契約規則その他関係規則その他関係法令に従うほか、必要に応じて甲乙間で協議して定めるものとする。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙